
敦賀市の林業関係補助事業 ガイドブック



敦 賀 市

敦賀市の林業の概要

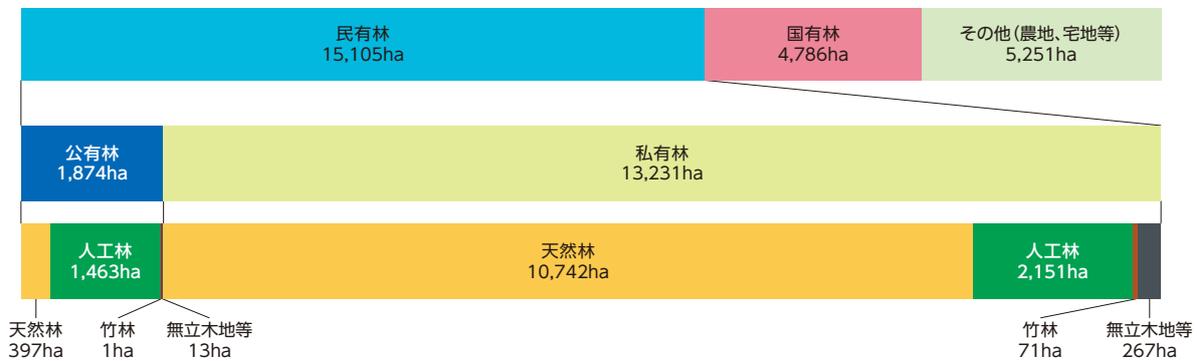
敦賀市の森林面積は19,891haであり、総面積25,141haのうちおよそ79%を占めています。このような総面積あたりに森林が占める割合を森林率と言います。全国の森林率は66%、福井県の森林率は74%であり、敦賀市の森林率はこれらよりも高くなっています。

敦賀市の森林のうち、国が所有する黒河山国有林等の森林（以下、国有林とする）は4,786ha、国有林以外の森林（以下、民有林とする）は15,105haであり、敦賀市の森林面積の約76%を民有林が占めています。

民有林のうち、県、市等が所有する森林（以下、公有林とする）は1,874ha（約9%）、個人、法人等が所有する森林（以下、私有林とする）は13,231ha（約66%）です。

私有林13,231haのうち、人の手により植栽・育成されている人工林は2,151ha（約11%）、自然の力により森林となっている天然林は10,742ha（約54%）、竹林は71ha（約0.3%）、樹木の生育していない無立木地は267ha（約1%）です。

敦賀市の森林面積内訳



資料：平成30年度 福井県林業統計書

敦賀市の人工林の状況

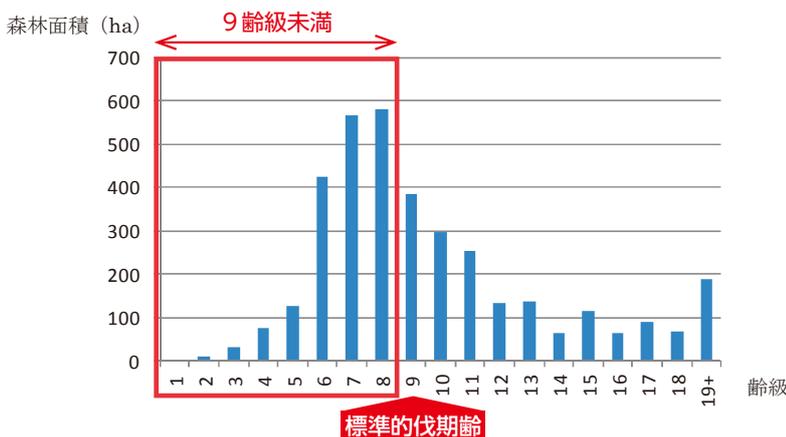
森林を植栽した年からの経過年数により5年ごとを1区分とする年齢別の森林面積を年齢構成と言います。

人工林では標準的な伐採年齢である9年齢未満（植栽から40年まで）のものが約50%を占めています。

これらの森林は今後も間伐等の整備を継続する必要があります。



敦賀市の民有林人工林の年齢構成



近年、人工林でも木材の生産以外の災害防止機能や水源涵養機能といった公益的機能の発揮が求められています。



森林の公益的機能って？

森林は木材などの資源を生産する機能以外にも土砂災害を防止したり、渇水や洪水を緩和するなど、様々な機能を持っています。

水源かん養機能

森林土壌は降水を地中深く浸透させて地下水として涵養するとともに、時間をかけて河川に流出させる機能があります。また、森林土壌のろ過により水質が浄化される機能もあります。

土砂災害防止・土壌保全機能

樹木などの植物が地面を覆い、その根が土壌を抑えることにより、雨による表面土壌の流出や、土砂崩れなどが防止されます。

快適環境形成機能

森林は樹冠が日射を遮るとともに、放射冷却を緩和することにより気温の変動を穏やかにするなど、気候を緩和・調節し、また防風や防音等の機能により快適な環境を形成します。

保健レクリエーション機能

森林は美しい景観、森の静けさや風の音等により人間の五感を楽しませてくれます。このような森林はキャンプや山登り、ハイキングなど、休養・レクリエーションの場を提供しています。

生物多様性保全機能

森林は樹木や草、コケなどの植物や、菌類、土壌微生物、昆虫、鳥、爬虫類、ほ乳類など様々な生き物の生息・生育の場としており、生態系や生物種、遺伝子を保全する機能があります。

地球環境保全機能

森林は地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収・蓄積や、酸素の供給、土壌の水分を大気に放出するなどの作用により、地球環境を調節する機能があります。

文化機能

森林は私たちの文化と深くかかわっており、森林や森林のある山は様々な文化の背景・舞台となり、また信仰の対象ともなっています。

物質生産機能

木材や紙の原料、キノコや山菜などの食料、薪や炭といった燃料、落ち葉から作られる肥料、さらに薬草や工芸材料（竹、ツルなど）も利用されています。

森林の公益的機能を持続的に発揮するためには、健全な森林を積極的に造成・育成する「森林整備」が必要です。

特に人工林では植栽、保育、間伐等の森林整備を行うことによって、森林の再生が確保されるとともに、枝葉、幹、根、下層植生等が発達し、諸被害への抵抗性も高く、上記機能を十分に発揮する健全な森林が形成されます。

森林整備実施のための各種事業のご案内

間伐等、森林整備の実施には、国や県の補助制度を活用できます。対象地等により補助率・額等が異なりますので、詳しくは敦賀市、福井県嶺南振興局二州農林部、れいなん森林組合へご相談ください。

所有森林の手入れをしたい（造林補助事業）

森林環境保全直接支援事業

目的：森林の集約化を行い、間伐等の森林施業や森林作業道開設など、計画的に行う森林整備に支援

対象者：森林所有者、森林組合など

対象作業：下刈り、除伐、間伐、作業道整備、獣害対策（ネット巻き）など

条件：森林経営計画の策定が必要

間伐は1申請あたり「5ha以上」の面積及び「10m³/ha以上」の木材搬出が必要

事業規模：5ha（50,000m²）以上



山ぎわ集落間伐促進事業

目的：山ぎわを中心とした木材の搬出を伴う間伐等を支援

対象者：森林所有者、森林組合など

対象作業：間伐、作業道整備、獣害対策（ネット巻き）など

条件：原則、全ての施業地で半分以上の面積から木材を搬出し、特定の木材加工施設への供給が必要

その他：森林経営計画の策定（見込み）が必要

事業規模：0.1ha（1,000m²）以上



特定森林再生事業

目的：生育条件が悪いために伐採後の再生が困難な森林や、台風や大雨・大雪等による気象害等による被害森林での植栽等に支援

対象者：森林所有者、森林組合

対象作業：植栽、下刈り、除伐、間伐、作業道整備、獣害対策（ネット巻き）など（枝打ちは除く）

条件：地方公共団体（市など）と森林所有者の協定が締結されている、森林経営計画が策定されていない保安林であること

事業規模：0.1ha（1,000m²）以上



集落でまとめて森林整備をしたい

コミュニティ林業

目的：効率的な森林整備を目的とし、集落単位を基本とした任意組織が行う森林調査や計画的な木材生産について支援

対象者：集落単位で設立した「木材生産組合」

対象作業：森林調査、木材生産計画の策定、森林整備、作業道整備など

条件：集落単位を基本とする木材生産組合の設立、木材生産計画の策定、木材生産の実施



所有森林の施業境界がわかるようにしたい

森林整備地域活動支援交付金

目的：小規模・分散している森林を取りまとめて施業を行う集約化に必要な所有者や施業境界の確認、各種調査や森林所有者の同意取り付けなどを支援

対象者：森林所有者、森林組合など

対象作業：森林情報の収集、森林調査、合意形成、施業境界の明確化など

条件：活動を行う森林や活動期間などを定めた実施計画書を作成し、市長との協定締結が必要



集落で里山林の整備・管理をしたい

森林・山村多面的機能発揮対策事業

目的：地域住民、森林所有者などが協力して行う里山林の保全管理や資源を利用するための活動を支援

対象者：会費の徴収等により財政基盤が確保されており、安全研修を計画しているなどの一定の安全技術の向上が期待できる地域住民、森林所有者などからなる活動組織（3名以上）

対象作業：雑草木の刈払い、竹林整備、未利用資源の伐採・搬出など

条件：3名以上からなる活動組織の設立、活動計画書の作成
目標達成度を調査するため、活動前と活動中に毎年モニタリング調査を実施する

その他：開始希望の前年度に市へ事前申請・協定の締結が必要



林業の仕事に就きたい

林業カレッジ

対象者：福井県内での林業への就業を目指す、満18歳から43歳までの方

研修期間：1年間（各年度4月から3月まで）

研修内容：林業に関する座学研修、林業機械の取扱いなどの現地研修
林業事業体へのインターンシップ、各種機械操作の資格取得

研修場所：ふくい林業研修センター及び県内の林業の現場など

条件：卒業後2年間は林業関係団体へ就業する必要あり



相談先

敦賀市 産業経済部 農林水産振興課

敦賀市中央町2丁目1-1 電話：0770-22-8132 FAX：0770-22-8169

福井県 嶺南振興局 二州農林部 林業水産課 林業グループ

敦賀市中央町1丁目7-42 電話：0770-22-0291 FAX：0770-22-3992

れいなん森林組合

本所 小浜市神宮寺5-30 電話：0770-56-5600 FAX：0770-56-5605

二州支所 敦賀市観音町1-1 電話：0770-25-5380 FAX：0770-25-7919



新制度のご紹介

森林環境税と森林環境譲与税

平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。

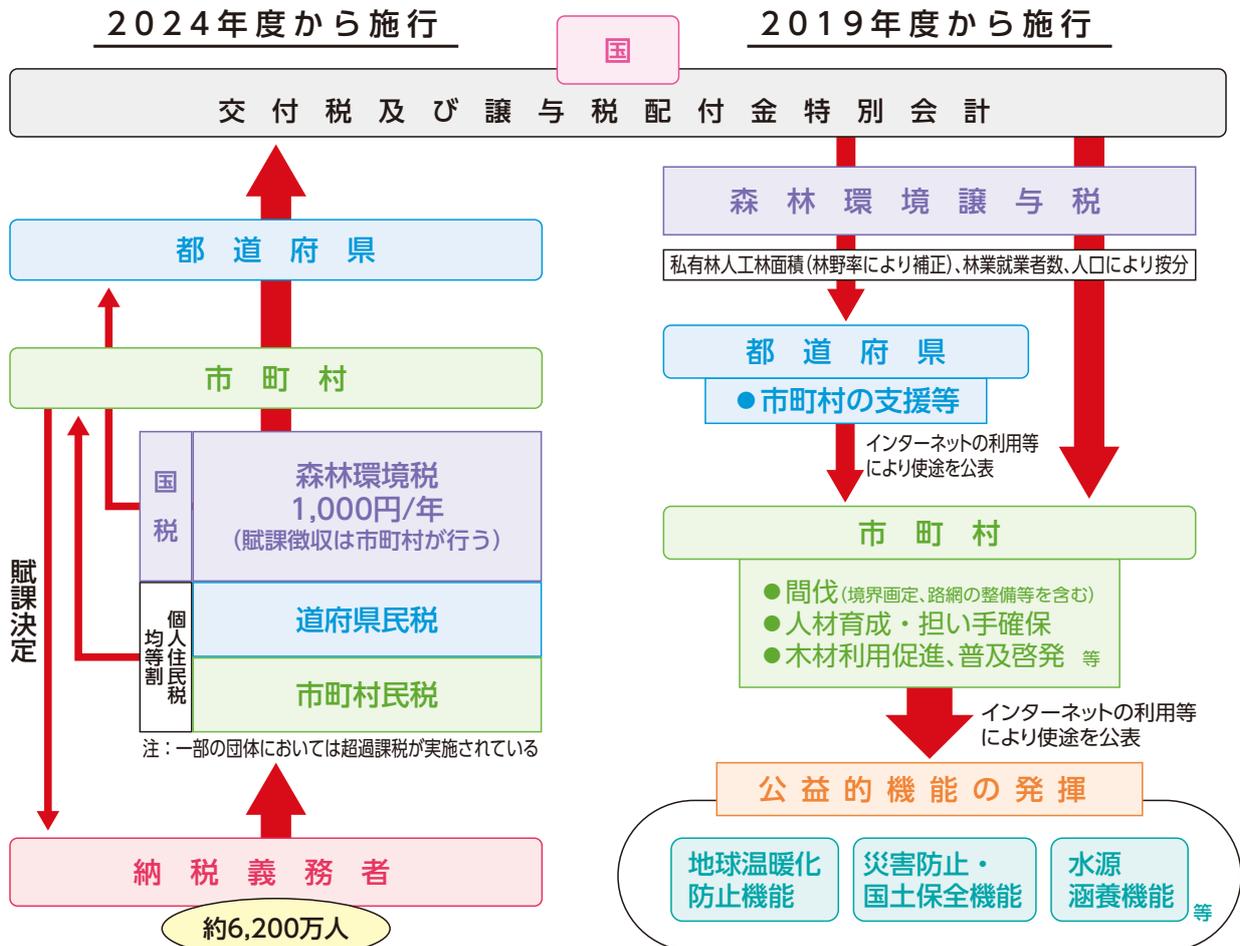
本税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合って森林を支える仕組みとして創設されました。

これにより令和6年度から「森林環境税」を負担いただきますが、これに先立ち、森林現場の課題に早期に対応する観点から、令和元年度から「森林環境譲与税」の市町村等への譲与が始まりました。

市町村等へ譲与された「森林環境譲与税」は、法律の規定に基づき下記の「森林整備及びその促進に関する費用」等にあてられることとなります。

- ①間伐や路網等の森林整備
- ②人材育成・担い手の確保
- ③木材利用の促進や普及啓発等

森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み



森林経営管理法

適切な経営管理が行われていない森林^{*1}を、意欲と能力のある林業経営者や市町に委ね、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図るため、平成31年4月に「森林経営管理法」に基づく「森林管理制度」が施行されました。

森林管理制度では、適切な経営管理が行われていない森林を市町が仲介役となり、森林所有者と意欲と能力のある林業経営者（嶺南地区では「れいなん森林組合」が担当）につなぐことで、適切な経営管理を行います。

経営管理が行われていない森林について市町が仲介役となり
森林所有者と林業経営者をつなぐシステムを構築し担い手を探します



これまでは森林所有者自ら、
または民間事業者に委託し経営管理

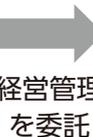


新たな制度を追加



森林所有者

※所有不明森林へも対応



市町

林業経営に
適した森林



経営管理を
再委託



意欲と能力のある
林業経営者

林業経営に
適さない森林



市町が自ら管理

(※ 1 所在不明の森林や不在村者の所有林等、15年以上森林整備が行われていない森林)

現在、これらの新しい制度を活用し、計画的に森林整備を推進するため、嶺南の6市町、県、森林組合で話し合い、事業計画の策定及び実施にあたっての基準のとりまとめを進めています



敦賀市の林業関係補助事業ガイドブック

令和2年3月 発行

敦賀市産業経済部農林水産振興課

〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

電 話 : 0770-22-8132

F A X : 0770-22-8169

メール : nourin@ton21.ne.jp
